

## 議案第6号

### 取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について

取手市保育所設置条例(昭和34年条例第23号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

第四次取手市保育所整備計画に基づき、令和6年4月1日から取手市立中央保育所を民営化するため、同年3月31日をもって同保育所を廃止するほか、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により子ども・子育て支援法が改正されたことに伴う所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市保育所設置条例の一部を改正する条例

取手市保育所設置条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(入所資格)</p> <p>第7条 保育所に入所し、第3条第1項第1号の保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であって、市長が地域における教育(同法第7条第2項に規定する教育をいう。)の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育所において保育する必要があると認めるもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項	(略)	取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項	(略)	<p>(入所資格)</p> <p>第7条 保育所に入所し、第3条第1項第1号の保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であって、市長が地域における教育(同法第7条第2項に規定する教育をいう。)の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育所において保育する必要があると認めるもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>取手市立中央保育所</u></td> <td><u>取手市藤代353番地</u></td> </tr> <tr> <td>取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項	(略)	<u>取手市立中央保育所</u>	<u>取手市藤代353番地</u>	取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項	(略)
名称	位置														
取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項	(略)														
取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項	(略)														
名称	位置														
取手市立永山保育所の項及び取手市立白山保育所の項	(略)														
<u>取手市立中央保育所</u>	<u>取手市藤代353番地</u>														
取手市立久賀保育所の項及び取手市立井野なないろ保育所の項	(略)														

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号から第3号までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。